

会員無料(定員30名)

2024年度第1回

名古屋会場

9月4日(水)・5日(木)

9:30~15:30(2日間)

豊通労災会 会員限定 安全管理者選任時研修のご案内

研修の特徴

- ①本研修は、労働安全衛生法第11条第1項に規定された法定教育となります。
- ②事業場の実態に応じた安全管理を的確に進めるためには、そのキーパーソンである安全管理者の力量が負うところが大きいものとなるとの観点から、安全管理者の選任要件として、学歴と実務経験に加え、平成18年10月1日から、安全管理者選任時研修を修了していることが必要となりました。
- ③労働安全衛生規則第5条第1号で、4科目9時間以上の教育を実施することを定めています。
- ④2日間の研修受講後に終了証を即日発行し手交します。(2日間の全てのスケジュール受講が条件)

<労働安全衛生法第11条第1項抜粋>

以下業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

- (2) 最新の法令に基づく内容の見直し・新たな指針、統計情報、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格化等新しい動向を中心に講義を実施します。
- (3) 職長教育で実施する安全基本のみならず、安全応用へとマネジメントに役立つ内容を数多く盛り込んでおり、実践的な安全管理者向け動画の放映や実力確認の効果測定を行い、管理力の向上につながります。
- (4) 通常有料の安全管理者選任時研修を、豊通労災会会員の皆様は1社2名まで無料にて受講申し込みが可能です。
*申込が定員数を超える場合は抽選となります。ただし状況等により定員数を調整させて頂く場合もございます。

研修の対象

- (1) 対象業種等：下記に示す労働安全衛生法施行令第3条による安全管理者を選任すべき業種及び事業場の希望者
- (2) 対象層：安全管理に携わる中間管理層
- (3) 対象人数：1社2名様まで申し込み可能です

特に研修を行うべき業種及び事業場の規模(労働安全衛生法施行令第3条)

業種	事業場の規模
製造業、建設業、電気業、林業、鉱業、運送業、清掃業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	常時使用する労働者が50人以上

照会先：豊通労災会事務局

〒453-6129 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート29F

TEL: 052-584-4703

E-mail: toyotsu-rousaikai@tip.toyotsu.net